

## Ⅱ 表示、計量等の適正化及び不適正な取引行為の禁止



Ⅱ 表示、計量等の適正化及び不適正な取引行為の禁止

平成25年度の事業概要	平成24年度の実績	実績評価				
<p><b>1 表示・包装の適正化</b></p> <p>(1) 表示（単位価格）の基準の推進（経済労働局） 基準で定めた対象店舗及び品目（加工食品・生鮮食品・日用品）について、必要に応じて表示状況を調査する。</p> <p>(2) 包装（消費者包装）の基準の推進（経済労働局） 商品の中身に比べて、包装や容器が大きすぎたり、包装や容器に経費をかけすぎたり、見せかけのごまかし包装等の過大包装や無理な詰め合わせ・抱き合わせを規制しているこの基準に基づき、必要に応じ、事業者に対して包装の適正化を呼びかける。</p> <p>(3) 過剰包装の自粛（環境局） 製品の適正包装を推進するため、市内の大手スーパー・百貨店・商店街等の店舗に対し、過剰包装を取りがちな、中元・歳暮時期を重点的に、簡易包装及びレジ袋削減の推進について協力要請を行い、事業者との連携を通じたごみ減量の取組を推進する。</p> <p>(4) 包装食品の表示基準の推進（経済労働局） 調理冷凍食品、かまぼこ類の2品目について、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）、食品衛生法等で規定されていない表示項目（原材料配合割合、でん粉含有率）を表示するよう義務づけているこの基準に基づき、消費者や事業者への啓発を図る。また、基準の内容について見直しを行い、必要に応じて改正を行う。</p> <p>(5) 自動販売機の表示基準の推進（経済労働局） 自動販売機で、めん類、ハンバーガー、弁当類等の食品を提供する事業者に対して、自動販売機に管理者の住所、氏名、電話番号等を表示することと定めているこの基準に基づき、対象となる自動販売機の設置状況に応じ、消費者や事業者への啓発を図る。また、基準の内容について見直しを行い、必要に応じて改正を行う。</p>	<p><b>1 表示・包装の適正化</b></p> <p>(1) 表示（単位価格）の基準の推進 対象品目の表示（単位価格）について、特に問題が認められなかった。</p> <p>(2) 包装（消費者包装）の基準の推進 対象品目の品質表示について、特に問題が認められなかった。</p> <p>(3) 過剰包装の自粛 市内の大手スーパー・百貨店・商店街等の店舗に対し、過剰包装自粛及びレジ袋削減の推進の協力を要請した。  <table data-bbox="877 1008 1308 1086"> <tr> <td>中元時期</td> <td>1, 607件</td> </tr> <tr> <td>歳暮時期</td> <td>1, 634件</td> </tr> </table> </p> <p>(4) 包装食品の表示基準の推進 対象品目の品質表示について、特に問題が認められなかった。</p> <p>(5) 自動販売機の表示基準の推進 対象となる自動販売機の設置について、特に問題は認められなかった。</p>	中元時期	1, 607件	歳暮時期	1, 634件	<p>—</p> <p>—</p> <p>◎</p> <p>—</p> <p>—</p>
中元時期	1, 607件					
歳暮時期	1, 634件					

## II 表示、計量等の適正化及び不適正な取引行為の禁止

平成 25 年度の事業概要	平成 24 年度の実績	実績 評価																																						
<p>(6) アフターサービスの基準の推進（経済労働局） 消費者が購入する家電製品、ガス及び石油機器、カメラ等の耐久消費財を対象に「保証書」に記載すべき内容等を定め、有料で修理した場合の修理内容等を記載した書面の発行を義務づけたこの基準について、必要に応じて消費者や事業者へ周知し、アフターサービスの適正化を図る。また、基準の内容について見直しを行い、必要に応じて改正を行う。</p> <p>(7) 家庭用品の品質表示の立入検査（経済労働局） 家庭用品品質表示法で指定された繊維製品・合成樹脂加工品・雑貨工業品及び電気機械器具について、品目ごとに定められた適正な表示がなされているかの立入検査を実施する。 立入店舗数 10店舗 検査点数 1,500点</p>	<p>(6) アフターサービスの基準の推進 事業者からの問い合わせに対し、アフターサービスの基準を説明し適正化を図った。</p> <p>(7) 家庭用品の品質表示の立入検査 対象品目、86品目中19品目について立入検査を実施したが、特に注意をする店舗はなかった。 立入検査 3回(8,12,3月) 立入店舗数 13店舗 検査点数 1,019点</p>	<p>◎</p> <p>◎</p>																																						
<p><b>2 計量の適正化（経済労働局）</b></p> <p>(1) 特定計量器（はかり）の定期検査 取引・証明に使用しているはかりの性能・精度及び検定証印等について検査し、適正な計量の実施と消費者の利益を確保する。</p> <p>(2) 特定計量器（メーター）の検査 市民の生活に深く関わりのあるメーター類（電気・ガス・水道等）について、有効期間の確認や使用実態の把握のため立入検査を行う。 また、家庭で使用されている特定計量器（体重計・キッチンスケール・体温計等）については、必要に応じ、実際に商品を購入して性能、精度の確認・検査を行う。</p> <p>(3) 商品量目立入検査 食料品等の詰め込み販売をしているスーパーなどの事業所で、商品の量目、表示及びはかりの使用状況等の確認のための立入検査を行う。 また、商品の生産・加工をしている事業所に対しては、量産された商品の量目検査及び計量管理の状況等の確認のための立入検査を行う。</p>	<p><b>2 計量の適正化</b></p> <p>(1) 特定計量器（はかり）の定期検査 特定計量器定期検査実績</p> <table border="1" data-bbox="815 1126 1410 1211"> <thead> <tr> <th>検査戸数</th> <th>検査機器数</th> <th>適合機器数</th> <th>適合率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>965</td> <td>2,459</td> <td>2,440</td> <td>99.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 特定計量器（メーター）の検査 特定計量器検査実績</p> <table border="1" data-bbox="815 1335 1410 1541"> <thead> <tr> <th></th> <th>事業者数</th> <th>検査件数</th> <th>適正件数</th> <th>適正率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>質量計</td> <td>45</td> <td>296</td> <td>279</td> <td>94.2</td> </tr> <tr> <td>有効期間のある 特定計量器</td> <td>51</td> <td>690,132</td> <td>687,350</td> <td>99.5</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>96</td> <td>690,428</td> <td>687,629</td> <td>99.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>※有効期間のある特定計量器：電気、水道、ガスメーター、タクシーメーター、燃料油メーターなど</p> <p>(3) 商品量目立入検査 量目立入検査実績</p> <table border="1" data-bbox="815 1742 1410 1827"> <thead> <tr> <th></th> <th>事業者数</th> <th>検査件数</th> <th>適正件数</th> <th>適正率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>立入調査</td> <td>51</td> <td>1,629</td> <td>1,606</td> <td>98.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>※全国一斉量目立入検査、大規模生産事業所立入検査、他（臨時）。</p>	検査戸数	検査機器数	適合機器数	適合率(%)	965	2,459	2,440	99.2		事業者数	検査件数	適正件数	適正率(%)	質量計	45	296	279	94.2	有効期間のある 特定計量器	51	690,132	687,350	99.5	合計	96	690,428	687,629	99.5		事業者数	検査件数	適正件数	適正率(%)	立入調査	51	1,629	1,606	98.5	<p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p>
検査戸数	検査機器数	適合機器数	適合率(%)																																					
965	2,459	2,440	99.2																																					
	事業者数	検査件数	適正件数	適正率(%)																																				
質量計	45	296	279	94.2																																				
有効期間のある 特定計量器	51	690,132	687,350	99.5																																				
合計	96	690,428	687,629	99.5																																				
	事業者数	検査件数	適正件数	適正率(%)																																				
立入調査	51	1,629	1,606	98.5																																				

